

令和3年9月15日

令和3年第3回美浦村議会定例会追加議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 発委第1号 | 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書 |
| 発委第2号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 発委第3号 | オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書 |

発委第1号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月15日提出

厚生文教委員長 塚本光司

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月15日

茨城県美浦村議会

(提出先)

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣

発委第2号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月15日提出

議会運営委員長 沼崎光芳

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月15日

茨城県美浦村議会

(提出先)

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，経済産業大臣，内閣官房長官，経済再生担当大臣

発委第3号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める
意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月15日提出

議会運営委員長 沼崎光芳

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める 意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。また、大規模地震や風水害等の災害時においても同様のことが言える。

こうした非常時において定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集できない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、本会議を開くことができず、議決機関として村民の期待に応えることはできない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められる。

しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念が、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は、現行法上、できないとされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を示したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議において、オンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請する。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議場への参集が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月15日

茨城県美浦村議会

(提出先)

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，法務大臣